

従業員に確実に退職金を支給したい

中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）

中小企業退職金共済法で定められた社外積み立て型の退職金制度です。国がサポートする中小企業のための退職金制度なので、安全、確実、有利、しかも管理が簡単です。

対象者

（１）加入対象企業（共済契約者）※個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

業 種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種（製造業、建設業等）	300人以下	または	3億円以下
卸 売 業	100人以下		1億円以下
サービス業	100人以下		5千万円以下
小 売 業	50人以下		5千万円以下

（２）加入させる従業員（被共済者）

- 原則、全従業員です。
- 短時間労働者（パートタイマー等）も加入できます。

下記の場合は加入できません

- ①個人企業の事業主及び小規模企業共済制度に加入している方
- ②法人企業の役員（使用人兼務役員等従業員として賃金の支払いを受けている方は加入できません）
- ③特定業種（建設業、清酒製造業、林業）退職金共済制度に加入している従業員（同一従業員の重複加入はできません）

内 容

制度の特色

- ①初めて加入する事業主と掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。
- ②掛金は全額非課税です。
- ③毎月の掛金は口座振替です。なお、掛金は全額事業主負担です。
- ④毎月の掛金は従業員ごとに無理のない掛金月額の選択が可能です。
- ⑤加入前の勤務期間の通算と転職した場合の通算制度があります。
- ⑥退職金は、直接、従業員へ支給されます。

活用方法

制度のしくみ

- ①事業主が中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結びます。
- ②毎月の掛金を金融機関に納付します。
- ③従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて中小企業退職金共済事業本部から退職金が直接支払われます。

お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部
TEL: 03-6907-1234 <https://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/>

